- 1. 件名:「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者 ヒアリング(89)」
- 2. 日時:令和2年10月26日(月)13時30分~15時00分
- 3. 場所:原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁:小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、佐藤主任 安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官、

菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与

電源開発株式会社:原子力事業本部 原子力技術部 部長 他10名 (テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- (1) 電源開発株式会社(以下、「電源開発」という。)から、平成26年12 月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、 敷地周辺の地質・地質構造に関するコメント回答について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。
 - ①「大間付近の隆起域」への改称について
 - ②海域の降起履歴(大間崎付近と赤川付近の海域の傾動の違い)について
 - ③大間崎周辺と赤川周辺との間の低重力域の要因について
 - ④降起再現断層の想定の南東端の谷状構造の尾根の分布について
 - ⑤補足説明資料の重力異常の資料上の位置付けについて
 - ⑥地震動評価での孤立した短い活断層の扱いについて
- (3) 電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。
 - ①これまで大間崎周辺において、陸域の隆起速度が 0.15~0.20m/ky を超える領域と海域の B₁層に傾動が判読される領域との連続性を考慮し、これらを包含する領域を「相対的に隆起が速い領域」と呼称していたが、

赤川付近の陸域の隆起速度の速い場所と識別するため、今回の資料では 「大間崎付近の隆起域」と改称した。

- ②P7-24 に示すように、大間海脚を挟んだ西側海岸と海底水道は、おおむね同様の隆起履歴を持ち、鮮新世前半にかけては個別に隆起(U1, U2)しており、更新世の強い E-W 方向の圧縮応力場に移行してからは、津軽海盆の沈降に伴う傾動(S4)及び海底水道に向かう傾動(S2)が継続している。一方、北東側海岸の赤川沖では、前期更新世まで不明確な凸状の隆起(U3)が生じており、中期更新世からは、汐首海脚南東方海域の沈降に伴う傾動(S3´)が継続している。しがって、大間海脚から西側海岸にかけての地域と北東海岸の赤川沖では、場所及び時代感の観点から、異なる隆起の履歴を有している。
- ③海底水道に向かう傾動域(S2)と汐首海脚南東方海域の沈降に伴う傾動(S3´)の境界域にあたり、鮮新統(D層)以上の走向線の変化位置と対応すると考えているが、その要因と解釈については、次回のヒアリングにおいて資料化して説明する。
- ④P8-33 ブーゲー重力異常図から、高重力異常域を全て基盤の隆起域と仮定し、直線状の重力急変部を挟んだ低重力異常域を、隆起再現断層の想定の地表トレースが連続する許容範囲と仮定する。また、F-14 断層の東方延長が、大間海脚の高重力異常域と汐首海脚の高重力異常域とに挟まれる低重力異常域に連続することから、この低重力異常域を、隆起再現断層の許容範囲と設定している。
- ⑤大間崎付近及び赤川付近に見られる高重力異常は、残差重力異常図から、 5km 以浅の表層地盤の地質構造を反映しているものと考えられる。両地 域に見られる高重力異常は、地質図と比較すると大間層の分布域に対応 しており、地震発生層での断層を示唆するものではないと評価している。
- ⑥当初申請で実施しているように、F-14 断層を「孤立した短い活断層」として扱った場合の地震動評価も行うこととしている。

6. 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造(コメント回答 その11)
- ・大間原子力発電所 敷地周辺及び敷地近傍の地質・地質構造(コメント回答 その11)(補足説明資料)